

犯罪捜査規範の一部を改正する規則新旧対照条文
 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章 取調べ（第六十六条 第八十二条の三） 第九章～第十八章（略） 附則</p> <p>（人の住居等の任意の搜索の禁止） 第八十条 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶につき搜索をする必要があるときは、住居主又は看守者の任意の承諾が得られると認められる場合においても、搜索許可状の発付を受けて搜索をしなければならない。</p> <p>（司法警察職員の処置） 第三十条（略）</p> <p>3 司法警察員は、刑法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について第一項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、刑法第二百九条の規定により準用する刑法第七十八条第一項の申出ができる旨を教示しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（任意性の確保） 第六十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。</p>	<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章 取調べ（第六十六条 第八十二条の二） 第九章～第十八章（略） 附則</p> <p>（任意の家宅搜索の禁止） 第八十条 人の住居または人の看守する邸宅、建造物もしくは船舶につき搜索をする必要があるときは、住居主または看守者の任意の承諾が得られると認められる場合においても、搜索許可状の発付を受けて搜索をしなければならない。</p> <p>（司法警察職員の処置） 第三十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 4 （略）</p> <p>（任意性の確保） 第六十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に行うことを避けなければならない。</p>

(取調べ状況報告書等)

第百八十二条の二 被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたとき(当該取調べに係る事件が、第百九十八条の規定により送致しない事件と認められる場合を除く。)は、当該取調べを行った日(当該日の翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。次項において同じ。)ごとに、速やかに取調べ状況報告書(別記様式第十六号)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、逮捕又は勾留(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三条第一項の規定による請求に基づく同法第十七条第一項の措置を含む。)により身柄を拘束されている被疑者又は被告人について、当該逮捕又は勾留の理由となつてゐる犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日ごとに、速やかに余罪関係報告書(別記様式第十七号)を作成しなければならない。

3 取調べ状況報告書及び余罪関係報告書を作成した場合において、被疑者又は被告人がその記載内容を確認したときは、それを証するため当該取調べ状況報告書及び余罪関係報告書の確認欄に署名押印を求めるものとする。

4 第百八十一条の規定は、前項の署名押印について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」と読み替えるものとする。

(取調べ室の構造及び設備の基準)

第百八十二条の三 取調べ室は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 扉を片側内開きとするなど被疑者の逃走及び自殺その他の事故の防止に適当な構造及び設備を有すること。

二 外部から取調べ室内が容易に望見されないような構造及び設

(取調べ状況報告書等)

第百八十二条の二 逮捕又は勾留(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三条第一項の規定による請求に基づく同法第七十七条第一項の措置を含む。次項において同じ。)により身柄を拘束されている被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときは、当該取調べを行った日(当該日の翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。次項において同じ。)ごとに、速やかに取調べ状況報告書(別記様式第十六号)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、逮捕又は勾留の理由となつてゐる犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日ごとに、速やかに余罪関係報告書(別記様式第十七号)を作成しなければならない。

3 第一項の場合において、被疑者又は被告人が、取調べにおいて作成された特定の被疑者供述調書の存在及び内容を検査機関以外の第三者に明らかにしてほしくない旨の意思を表示したときは、当該被疑者又は被告人に不開示要望書(別記様式第十八号)を作成させ、これに署名指印させるものとする。

(新設)

-
- 備を有すること。
 - 三 透視鏡を備え付けるなど取調べ状況の把握のための構造及び設備を有すること。
 - 四 適当な換気、照明及び防音のための設備を設けるなど適切な環境で被疑者が取調べを受けることができる構造及び設備を有すること。
 - 五 取調べ警察官、被疑者その他関係者の数及び必要な設備に応じた適当な広さであること。
-

別記様式第16号 (犯罪捜査規範第182条の2)

取調<状況報告書		年 月 日	
警察署	取調	警察署	取調
司法警察員	取調	司法警察員	取調
取調<状況を次のとおり報告する。			
被疑者・被告人氏名等	(年 月 日生)		
逮捕・勾留の有無及び罪名	有・無		
取調<年月日	年 月 日		
取調<時間	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
休憩時間	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
取調<場所			
取調<担当者氏名			
嫌疑者供述調書作成事実	有・無	通	
通訳人の有無及び通訳書	有・無		
その他参考事項	有・無		
年 月 日 氏名 取調			

注意 1 各欄の該当部分に丸印をつけること。
 2 被疑者供述調書作成事実欄は、被疑者が逮捕又は勾留されているときは、逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実に係るものに限り記載すること。
 (用紙：日本工業規格A4)

別記様式第16号 (犯罪捜査規範第182条の2)

取調<状況報告書		年 月 日	
警察署	取調	警察署	取調
司法警察員	取調	司法警察員	取調
取調<状況を次のとおり報告する。			
被疑者・被告人氏名等	(年 月 日生)		
逮捕・勾留罪名			
取調<年月日	年 月 日		
取調<時間	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
取調<場所			
取調<担当者氏名			
逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実に係る下記に該当しない嫌疑者供述調書作成事実	有・無	通	
逮捕又は勾留の理由となっていない犯罪事実に係る不問示合書嫌疑者供述調書作成事実	有・無	通	
通訳人	有・無	氏名	
その他参考事項			

注意 嫌疑者供述調書作成事実欄及び通訳人欄の該当部分に丸印をつけること。
 (用紙：日本工業規格A4)

別記様式第17号（犯罪捜査規範第182条の2）

余罪関係報告書		年 月 日
司法警察員	職	警察署
	司法	部
余罪に係る被疑者供述調書を作成したので、次のとおり報告する。		
被疑者・被告人氏名等	（ 年 月 日生）	
逮捕・勾留罪名		
取調べ年月日	年 月 日	
被疑者供述調書作成事実	有・無	通
	罪名	
その他の考慮事項	有・無	
取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名、通訳人の有無等については、別添の取調べ状況報告書に記載のとおり。		
年 月 日		
氏名		

注意 1 各欄の該当部分に丸印をつけること。
2 取調べ状況報告書の添付すること。

（用紙：日本工業規格A4）

別記様式第17号（犯罪捜査規範第182条の2）

余罪関係報告書		年 月 日
司法警察員	職	警察署
	司法	部
余罪に係る被疑者供述調書を作成したので、次のとおり報告する。		
被疑者・被告人氏名等	（ 年 月 日生）	
逮捕・勾留罪名		
取調べ年月日	年 月 日	
下記に該当しない被疑者供述調書作成事実	有・無	通
	罪名	
不問示知被疑者供述調書作成事実	有・無	通
	罪名	
その他の考慮事項		
取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名、通訳人の有無等については、別添の取調べ状況報告書に記載のとおり。		

注意 1 被疑者供述調書作成事実欄の該当部分に丸印をつけること。
2 取調べ状況報告書の添付すること。

（用紙：日本工業規格A4）

別記様式第18号（犯罪捜査規範第102条の2）

不開示要望書

警察署

殿

私は、 年 月 日付作成の 被疑事件
に係る私の供述調書について、その存在及び内容が明らかにされ
ないことを希望します。

年 月 日

氏名

（厚紙 日本工業規格A4）